

「九十九里沖合の天然ガス湧出海域における海洋環境に関する研究」  
に係る公募要領

令和2年10月6日  
イノベーション推進本部  
産学官契約部

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、下記の委託研究課題について実施者を以下の要領で公募します。

記

1. 委託研究課題

九十九里沖合の天然ガス湧出海域における海洋環境に関する研究

2. 研究目的

千葉県を中心とする南関東の一帯には日本最大の水溶性天然ガス田である「南関東ガス田」が広く分布している。国産エネルギー資源への期待が高まる中で最近でも茨城県五浦沖の巨大油ガス田の痕跡や東京湾浦安沖の天然ガス層の発見が社会の耳目を集めている。このように資源として重要性が注目される一方で、天然ガスに由来する海洋生態系への影響や役割についてはほとんど分かっていない。海洋エネルギー資源の有効利用や沿岸海域の産業利用の持続可能性を考えた場合、対象となる海域の生態系構造や物質循環プロセスを詳細に把握することが不可欠である。

当該研究では、九十九里周辺海域を対象として天然ガスの自然湧出あるいは将来の人為的な開発によって潜在的に生じる沿岸生態系へ影響評価を主目的とし、さらに同海域の高い生産性に対する天然ガス湧出の潜在的な効果について検討を行うものである。

3. 研究概要

九十九里の海岸では天然ガスの湧出地点が多数存在することが知られており、地質構造的にはその沖合の海底においても湧出点の存在が強く示唆される。本研究では、特に沖合の天然ガス湧出に着目し、湧出地点の特定やその周辺の水質及び底質の状況を把握するための調査方法を確立するために、情報の収集とその整理・統合、具体的な観測手法の検討を行うものである。

- ・ 発表論文等の既存知見の調査と、産総研が指定する専門家、漁業関係者等に聞き取りを行い、適切な調査実施海域（範囲）を選定する。

- ・ 海上作業に求められる各種許可・申請、地元漁協等との調整・説明、備船など調査実施の事前調整を行う。
- ・ 産総研所有の音響探査機器を用いて、海域の湧出天然ガスの探査手法の検討、高度化を行う。
- ・ 産総研所有のROV（無人潜水機）を用いて湧出ガスの直接観測と湧出点直近の海水のサンプリング手法を検討する。
- ・ 上記に併せて従来の海洋観測手法に準じた採水・採泥作業と試料分析等を行い、対象海域における一般的な海洋環境把握を行う。

#### 4. 要件

- (1) 委託期間：契約締結日から令和3年3月19日まで
- (2) 委託費の額：400万円（一般管理費及び消費税を含む）を上限とする。  
 なお、最終的な実施内容、契約金額については、産総研と調整した上で決定する。
- (3) 成果物の提出：
 

成果報告書として、電子媒体1式（PDF形式としてCD-ROM等に保存）及び印刷物2部（正1部、写1部）、取得データを電子媒体1式（CD-ROM等）に取りまとめ、委託期間終了日までに下記の提出先まで送付又は提出してください。なお、当該報告書には研究成果・研究発表・講演、文献、特許等の状況を併せて記入してください。

##### 【提出先】

〒305-8569 茨城県つくば市小野川16-1  
 国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター西事業所  
 環境創生研究部門 環境生理生態研究グループ  
 鈴木 昌弘（E-mail: m.suzumura●aist.go.jp）※●は@

#### 5. 委託事業者の要件

次の①～⑤の要件をいずれも満たすことが必要です。

- ① 日本に登記されている法人であること。
- ② 当該の研究テーマを遂行しうる十分な知見を有し、かつ、研究計画の実行及びその目標の達成に必要な組織、人員を有していること。
- ③ 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 産総研の研究を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤ 採択案になった場合においても、産総研と協議のうえ、委託内容を確定させるこ

とを承認すること。

## 6. 応募方法

### 6-1. 応募書類

応募者は本公募要領及び提案書様式に従い応募書類を作成し、公募期間の令和2年10月6日から令和2年11月4日（締め切り日の17時まで）までの間に、下記の提出先まで送付又は提出してください（電子メール又はファクシミリによる提出は受け付けません。）。

なお、応募書類は次の資料としてください。

- (1) 提案書受理票 1部
- (2) 提案書 2部（正1部、写1部）
- (3) 会社等経歴書 2部  
（大学・研究機関にあつては、会社等経歴書の代わりとして、経歴の記載のあるパンフレット等でも差し支えありません。）
- (4) 財務諸表 2部（直近の2年度分）
- (5) 研究経歴書 2部（研究代表者分）
- (6) 提案書の電子媒体 1部（MS-Word形式のテキスト文としてCD-ROM等に保存）

#### 【提出先】

〒305-8560 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央第1  
国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター  
イノベーション推進本部 産学官契約部 受託研究契約室 委託チーム

### 6-2. 応募書類の受理

- (1) 「委託事業者の要件」を満たさない法人等からの応募書類や記載内容等に不備がある提案書は、受理できません。（公募期間内に不備を修正できない場合は、当該応募は無効となります。）
- (2) 応募書類を受理した場合は、提案書受理票を応募者に通知します。
- (3) 提出いただきました提出書類は、返却いたしません。

### 6-3. 秘密の保持

応募書類は本委託研究の採択審査のためにのみ使用します。

## 7. 審査

### 7-1. 審査方法

委託事業者は、公募要領に合致する応募を対象に委員会で選定します。なお、審査は非公開で行われ、審査の経過に関するお問い合わせには応じられません。また、必要に

応じて応募者に対してヒアリング等を実施することがあります。

## 7-2. 審査事項

応募書類は、次の視点から審査します。

- (1) 当該研究の目標が産総研の意図と合致していること。
- (2) 当該研究の方法、内容等が優れており、具体性に富む提案で成熟度が高いこと。
- (3) 関連分野の研究等に関する実績を有すること。
- (4) 当該研究を行う体制が整っていること。
- (5) 当該研究を実施する上で経済性が優れていること。
- (6) 経営基盤が確立していること。

## 8. 公的研究費の不正使用等、研究活動の不正行為への対応

本委託研究及び他の公的研究資金において、研究費の不正使用並びに不正受給、及び研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）があると認められた場合、不正の重大性等を考慮しつつ、以下の措置を講じることがあります。

- ① 本委託研究に使用した研究費の全部又は一部の返還を求めること。
- ② 不正使用並びに不正受給、及び不正行為を行った研究者等、それに共謀した研究者等に対し、産総研の公募する委託研究に応募すること、又は参加することを制限すること（応募に対する採択の取り消しを含む。）。

## 9. 暴力団排除の取り組み

応募書類は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾したうえで提出してください。なお、誓約事項について虚偽が認められた応募者が提出した応募書類は無効となります。

## 10. 研究活動を通じて取得した技術等の輸出規制に対する対応

- ① 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※ 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技

術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

- ③ 本（委託・補助）事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。なお、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消す（契約の全部又は一部を解除する）場合があります。

【参照】 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)  
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック  
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)  
[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

#### 1.1. 本件に関する問い合わせ

公募期間内に電子メールで下記に問い合わせてください（日本語に限ります。）。

【問い合わせ先】

イノベーション推進本部 産学官契約部 受託研究契約室 委託チーム

E-mail : pj-kuni-ml●aist.go.jp ※●は@

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（大学である場合は当校、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上